

平成27年度 議会運営委員行政視察報告

●参加委員

委員長 重見 秀和 副委員長 村上 満典
委員 泉 裕樹、山本 貴広、坂井 芳浩、野村 幹男、宮川 英之
伊藤 斉、西村 芳和、小田村克彦
副議長 氏永 東光

I 視察月日

平成27年6月29日（月）～30日（火）

II 視察先及び視察事項

兵庫県丹波市 予算決算委員会及び議会改革の取り組みについて
兵庫県三田市 予算決算委員会及び議会改革の取り組みについて

III 視察目的

議会運営の改善及び議会改革の取り組みの参考にするため。

IV 視察概要

1 兵庫県丹波市

(1) 日時

平成27年6月29日（月）午後2時から午後4時まで

(2) 対応

丹波市議会	議長	奥村 正行 氏
〃	議会運営委員会 委員長	西村 嘉宏 氏
〃	事務局長	安田 英樹 氏
〃	事務局課長	荻野 隆幸 氏

(3) 内容（資料別添）

丹波市において説明を受けた内容は以下のとおりです。

① 予算決算委員会について

ア 予算特別委員会

- 委員会構成
 - ・全体会・・・合併以降、議長を除く全議員で構成（19名）
 - ・分科会・・・3分科会（3常任委員会所管分）
- 審査日程
 - ・全体会（付託日）⇒分科会（3日）⇒全体会（1日）
 - ・分科会は1日に1分科会を開催し、3日間。
 - ・当初予算に係る分科会は常任委員会の日程とは別に開催。
- 分科会審査
 - ・執行部からの説明は、部局ごとに約10分。
（新規事業、議会から提言した事業、大きい増減があった事業について）
 - ・質疑は、款の順に行い、一般会計は一括して3回以内、特別会計は会計ごとに3回以内。
 - ・討論、採決は行わず、分科会審査報告書を作成。
 - ・分科会審査報告書は、質疑で重要と思われる点等を正副委員長がまとめ、合意をとった上で全体会に報告（賛否の確認はしない。）。
 - ・報告書の意見等の項目数には制限を設けていませんが、多くとも5、6件となっています。
- 全体会審査
 - ・分科会審査報告⇒報告に対する質疑⇒執行部への総括質疑⇒討論⇒採決⇒審査報告書作成の流れで行っています。
 - ・総括質疑は、一般会計は一括して3回以内、特別会計は会計ごとに3回以内。
 - ・主査の審査報告への質疑に内容の制限はありません。ただし、報告書に載っていない事項についての質疑に対しては、主査は審査過程でのやり取りがあったか否か等について答えるのみ。

イ 補正予算特別委員会

- 設置状況
 - ・定例会ごとに設置。
- 審査日程
 - ・全体会（付託日）⇒分科会（3日）⇒全体会（1日）
 - ・分科会は各常任委員会開催日にあわせて開催。

ウ 決算特別委員会

- 委員会構成
 - ・9名（各常任委員会から3名）

- 審査日程
 - ・全体会（付託日）⇒所管審査（3日）⇒全体会（1日）
 - ・9月定例会期中に審査。
- 所管審査
 - ・執行部からの説明は、部局ごとに約10分。
 - ・質疑は、款の順に行い、一般会計は一括して3回以内、特別会計は会計ごとに3回以内。
- 総括審査
 - ・執行部への全会計に係る総括質疑⇒討論⇒採決の流れで行っています。
- 決算審査の概要
 - ・監査報告は8月に出してもらっています。
 - ・事務事業評価については、執行部は3月末時点での中間評価を実施し、5月末以降に評価書を提出。
 - ・委員会ごとに6月に数個の事業を選定し、7月に執行部から選定した事業シートの提出を受け、8月中に評価作業を行い、9月定例会の最終日に決議として上程します（あわせて、決算審査の意見をつけます。）。)

エ その他質疑応答

- 委員長、副委員長の充て職について
 - ・特段の申し合わせはありません。選挙を行ったこともあります。最近是指名推薦となっています。
- 全体会での質疑と本会議での質疑
 - ・本会議は予算ガイド（各部局の重要施策を示したもの）に基づき大まかにを行い、全体会は事項別明細により詳細に行います。
- 常任委員会化の検討
 - ・議員定数が少ないこともあり、常任委員会の数を増やすことに対する是非の議論等、いろいろな意見があって現在のところまとまっていません。

② 議会改革の取り組みについて

ア 執行部の反問権

- ・議会基本条例で規定しており、平成24年1月1日以降で7件の実績あり。

イ 自由討論

- ・議会基本条例で規定しており、委員からの提案により実施。
- ・概ね1時間程度実施。

(4) 所感

予算、決算特別委員会において、分科会がそれぞれ別の日程で1日ごとに行われていることは特徴的です。

決算に関しては、執行部の決算資料（決算ガイド、事務事業評価表など）は8月に監査委員会を経由し、9月定例会には間に合うように努力されています。これは、事務事業評価について年度末に一旦中間評価をしていることが大きく、審査に向けての効率化が図られています。本市においても決算から予算への連動化に向けて9月定例会において決算審査を行えている例として参考にすべきと思われます。

議会改革の一環として紹介された「反問権」及び「自由討論」は、議会の活性化や議員の政策力の向上につながるものとして参考にすべきと思われます。また、調査項目にはしていませんでしたが、タブレット端末を用いたペーパーレス化についても整理しやすく、省力化につながるものとして参考になりました。



丹波市議会での視察



丹波市議会 議場視察

2 兵庫県三田市

(1) 日時

平成27年6月30日(火) 午前9時から午前11時まで

(2) 対応

三田市議会	議長	前中 敏弘 氏
〃	議会運営委員会 委員長	田中 一良 氏
〃	議会運営委員会 副委員長	今北 義明 氏
〃	事務局長	下嶋 健司 氏
〃	事務局課長	平尾 和明 氏

(3) 内容(資料別添)

三田市において説明を受けた内容は以下のとおりです。

① 予算決算常任委員会について

ア 経緯と目的

- ・以前は、当初予算審査及び決算認定については特別委員会をその都度設置し、補正予算については企画総務常任委員会で審査していましたが、補正予算については企画以外のこともあり、企画総務常任委員会のみで審査してよいのかという議論を踏まえ、熊本市、横須賀市を参考に常任委員会化を検討し、平成25年12月定例会から実施。
- ・以前の特別委員会は議長を除く全議員(21名)で構成し、特別委員会内に常任委員会を単位とする分科会を設置。
(基本的な部分は常任委員会化されても引き継がれています。)

イ 審査の流れ

- ・全体会⇒分科会⇒全体会(総括質疑、表決)

ウ 委員会の構成

□ 全体会

- ・委員は、議長を除く21人の議員で構成。
- ・決算に関する事項の審査には議会選出監査委員は加わりません。
- ・委員長は副議長、副委員長は議会運営委員会委員長を充てています。副議長を充てる事での不都合は特にありませんが、副議長の他の充て職を外していった経緯あり。

□ 分科会

- ・常任委員会所管単位で3つの分科会を設置。

- 理事会
 - ・分科会正副座長、委員会の正副委員長の8名で構成。

エ 全体会の審査

- 開催場所
 - ・委員会室で行っています。執行部86名、委員21名、傍聴者と100名以上が入って行っています。
 - ・委員会のライブ中継を行っています。
- 総括質疑
 - ・施策の全体的な問題点や部署をまたがっている施策について行います。
 - ・会派所属議員数による会派の持ち時間制（1人につき15分）としています。
- 分科会報告
 - ・分科会の座長報告は行いません。
 - ・議員は自分が属さない分科会を傍聴することとしているため、報告及びこれに対する質疑をする必要はないとのことです。

オ 分科会の審査

- 審査日程
 - ・1日につき1分科会、3日間に分けて開催。
 - ・補正予算の審査は常任委員会開催日にあわせて行い、常任委員会の審査終了後に行います。
- 説明員の役割分担
 - ・概要説明は次長級、細かい数字は課長級、総括的なことは部長級が行います。

カ その他質疑応答

- 今後課題とする点
 - ・1つの問題で複数の分科会にまたがるものについては、全体会での総括質疑で行うこととしていますが、総括質疑においては時間制限を設けているので、詳細まで話ができないことがあり、今後どう扱うかが課題とのことでした。
 - ・全体会には100人以上が入るので、質疑がない部署は関係しない時間が長時間に及んでいるとのことでした。
 - ・分科会においては、関連質問が多く出て、時間を要している。このため、1人の持ち時間を決めてはどうかとの議論もあるとのことです。

- 決算資料の提出時期
 - ・ 9月定例会の開会1週間前にはもらっています。
- 全体会での討論と本会議での討論と重複する点について
 - ・ 重複しても行っています。
- 本会議でも質疑を行って、なお全体会での総括質疑を行う理由
 - ・ 常任委員会化したときに、3月定例会の本会議での質疑は代表質問のみとし、個人質問をなくしました。このため、本会議での質問と、総括質疑が重複するものではありません。
- 補正予算と当初予算を切り離して審査している理由
 - ・ 補正予算は、早く採決し年度内に執行できるようにする必要があるため。また、当初予算と一緒にすると資料も多く煩雑になるため。

② 議会改革のとりくみについて

ア 定例会における一般質問のあり方について

- 個人質問
 - ・ 6月、9月、12月定例会においては、個人質問のみ。
 - ・ 質問時間は、答弁を含めて40分以内。
 - ・ 一括または一問一答方式の選択制を採用。
 - ・ 40分経過で完全に打ち切ります。ただし、質問に対する答弁がない状態で打ち切るのはどうかとの苦情もあり、現在は、終了2分前にブザーを鳴らし質問をやめさせ、残りの時間で答弁できるようにしています。
 - ・ 再質問も含め質問時間を20分に制限して、答弁時間を無制限にすることも検討しています。
- 代表質問
 - ・ 3月定例会においては、代表質問のみ。
 - ・ 質問時間は、答弁を含めて1会派90分以内。
 - ・ 質問者は1会派1名。
 - ・ 一括または一問一答方式の選択制を採用。

(4) 所感

予算決算常任委員会については、現在、本市で検討している内容に一番近い印象を受けます。また、三田市においても分科会がそれぞれ別の日程で1日ごとに行われており、分科会の審査において、当該分科会に属さない議員は原則傍聴することとされ、共通理解を図る取り組みをされています。

また、議員個々の委員会や本会議での質問において、発言時間の配分や質問時間の終了2分前にブザーを鳴らし警告されているなど、円滑な議会運営に配慮されている点などは大変参考になるものでした。



三田市議会での視察



三田市議会 議場視察

V 所感（総括）

両市とも同一テーマでの視察を行いました。本市において予算決算委員会を立ち上げるに当たり、どのような問題点があり、どうクリアすべきか明らかにするための有意義な視察研修となりました。

特に三田市の取り組みは、本市で検討している内容と近く、運営要綱などは詳細に定められており、具体的な内容を詰めていく過程において非常に参考となるものでした。

また、両市の一問一答方式や反問権、自由討議などの議会改革の取り組みは、本市においても、導入に向けて、本市に合った運用を今後検討する必要があると感じました。